

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

議 事 録

日 時 令和8年1月27日（火）
午後1時30分～2時20分

場 所 埼玉会館 6D会議室

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会議事録

1 日 時 令和8年1月27日（火） 午後1時30分～2時20分

2 場 所 埼玉会館 6D会議室

3 出席委員 酒井久之、高橋一、高安健一、永井祥子、菜島順子、
野本怜子、原育世、吉田裕美子（敬称略、五十音順）

4 議 題 公衆浴場入浴料金統制額の改定について

5 開 会

事務局 武井生活衛生課副課長が開会を宣言し、保健医療部 坂梨食品衛生安全局長が挨拶を行った。

続いて、武井生活衛生課副課長が各委員を紹介した。

6 定足数の確認

審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催し、議決することができないが、委員9名のうち8名の出席があり、武井生活衛生課副課長が審議会の有効な成立を報告した。

7 会長の選出

審議会規則第5条第1項により会長は委員の互選となっているため、武井生活衛生課副課長が指名推薦を依頼した。

酒井委員から、「従前から学識経験者が会長に就任していたことから、今回は獨協大学の高安委員に会長に就任していただいてはどうか」との提案があり、全員一致で高安委員が選出された。

また、審議会規則第6条第1項により、会長が議長になることとされているため、高安会長が議長に就任し、以後の議事の進行を行った。

8 会議の公開

審議会規則第7条により、会議は原則公開することとされているため、高安会長が「公開」としてよいか諮り、各委員の了承を得た。

9 議事録署名人の指名

高安会長が、野本委員及び酒井委員に議事録署名人を依頼し、両委員の了承を得た。

10 諮問

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定申請書が提出され、知事から当審議会に対し諮問がなされているため、坂梨食品衛生安全局長が諮問書を朗読し、高安会長に諮問書を提出した。

11 議事

〈高安会長〉（公衆浴場の入浴料金及び公衆浴場業の現状と対策について、事務局に説明を求めた。）

〈片山課長〉（資料P.3～5に基づき、公衆浴場の入浴料金及び公衆浴場業の現状と対策を説明した。）

〈高安会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

〈野本委員〉 経営安定化対策補助金についてですが、令和6年度の事業実績といたしまして、当初予算が612万円のところ補助額が388万円ということで、予算が余っている状況です。

県として、本補助制度が事業者にとって使いやすいものであるという認識かどうか質問いたします。

〈片山課長〉 本補助制度は、元釜やろ過器などの設備の修繕や設置の際、その費用の2分の1の額を基準に補助するものでございます。

そのため、修繕や設置の必要がない場合には、申請があがってこないということになります。一方で、来年度は、修繕を計画されている浴場も多いと伺っておりますので、十分な実績になると予想しております。

補助の対象品目につきましては、組合とよく協議を行い、今後にもさらに使いやすい補助制度にしていきたいと考えております。

〈野本委員〉 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

対象品目で申しますと具体的には井戸水関連設備に対し使えるようにしてほしいとの意見や、設備以外にも使えるようにしてほしいなどの声を聞いておりますので、組合とよく協議していただきたいと思います。

〈高安会長〉 それでは、次に入浴料金統制額の改定について審議をお願いします。まず、組合理事長である酒井委員から、申請書を提出された理由について説明をお願いします。

〈酒井委員〉（浴場の経営状況において、人件費と物価の上昇の影響により厳しさが増していること、組合における協議の結果、令和6年に引き続き、入浴料金の改定を求めるとの結論に達したとの説明があった。）

〈高安会長〉（続いて、公衆浴場経営実態調査の結果と推定収支額について、事務局に説明を求めた。）

〈片山課長〉（資料P.6～8に基づき、公衆浴場経営実態調査の結果及び推定収支額等を説明した。）

〈高安会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

〈野本委員〉 すべての浴場が赤字経営であるのか確認したいのと、赤字でない場合、その要因として何が考えられるのでしょうか。

〈片山課長〉 経営状況は浴場によって様々であるため、すべての浴場が赤字というわけではございません。例えば、燃料として廃材を用いることができれば、かなりの経費削減となります。しかし、煙の影響などで廃材を使用できない浴場では、重油やガスなどの燃料を使用するため経費がかさむという状況です。

〈高安会長〉 では、他に質問がないようですので、入浴料金の改定の是非に

ついて各委員から意見をいただきたいと思います。御発言をお願いします。

〈野本委員〉 前回の審議会の答申において、附帯意見として「公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓など利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が、保健衛生の確保に欠くことのできない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努めること。」とありました。

先ほど、行政における補助金のあり方については質問させていただきましたので、経営者の方々が、前回の附帯意見を受けて、これまでにどのような経営努力をされてきたのかお聞きしたいと思います。

〈酒井委員〉 各浴場によって異なりますが、シャワーヘッドを最新のものに交換したり、清掃を徹底し、清潔さを保つなどの努力をしております。

〈片山課長〉 事務局で把握しているところでは、浴場によって、コンサートを開催したり、マラソンやランニングを楽しむ方に利用しやすくするなどの工夫を行っており、成果が出ていると伺っております。

また、最近では、銭湯のレトロ感に惹かれ、若い方の利用者もあると聞いております。

〈野本委員〉 各浴場で努力をされているということがわかりました。

以前、都内の浴場経営者が民間企業とタイアップをして成果を上げていているという話を聞いたことがあります。やはり、そのような新しい取組が、とても大事だなと思っております。

料金の値上げにつきましては賛成いたします。

〈高安会長〉 他に発言のある方はお願いします。

〈吉田委員〉 これまでの事務局の説明から、値上げはやむを得ないと思います。銭湯数も減ってきている現状も踏まえまして、料金の改定に賛成です。

〈高橋委員〉 経営努力も大切とは思いますが、どうにもならない部分があるかと思しますので、料金の値上げはやむを得ないと思います。

〈高安会長〉 これまで3名の委員から値上げはやむを得ないといった意見がありました。審議会として入浴料金を改定する必要があるということでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈高安会長〉 (続いて、入浴料金改定に係る試算について、事務局に説明を求めた。)

〈片山課長〉 (資料P.9に基づき、入浴料金改定に係る試算を説明した。)

〈高安会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。

〈高橋委員〉 料金の支払いについてですが、現金のみなのでしょうか。券売機やキャッシュレス端末などの導入状況について教えてください。

〈酒井委員〉 浴場によっては券売機を設置しております。キャッシュレスにつきましては、施設の半分とまではいきませんが、対応している浴場もございます。

〈野本委員〉 案2-2の場合は浴場側が8円の赤字ということでよろしいでしょうか。

〈片山課長〉 そのとおりです。8円分は浴場の経営努力をお願いしたいと考えております。

〈高安会長〉 他に意見はないようですので、具体的な県の考えがあれば、お願いいたします。

〈片山課長〉 推定収支の均衡や経営者側の自助努力の必要性、また、近隣都県の入浴料金の状況などから考えますと50円程度の値上げが望ましいと考えております。50円、あるいはその前後で御検討いただけたらと思います。

〈高安会長〉 公衆浴場組合としての希望額はありますか。

〈酒井委員〉 組合といたしましては、東京都、千葉県と同じ料金である大人
550円、中人200円、小人100円を希望いたします。

〈高安会長〉 公衆浴場組合から希望額が出されましたが、いかがでしょうか。
委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

〈野本委員〉 案2-2がよいと思います。

〈高安会長〉 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

〈各委員〉 (異議なし)

〈高安会長〉 それでは、御意見も出尽くされましたようですので、次のとおり
答申としたいと思います。

大人料金を550円、中人料金を200円、小人料金を100
円として、よろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈高安会長〉 それでは、施行時期について、いつ頃になるか事務局から説明
をお願いいたします。

〈片山課長〉 施行時期については、告示等の事務手続きもありますので、2月27日又は、3月3日に告示を行い、周知期間を約1か月といたしますと、令和8年4月1日頃の施行を予定しているところでございます。

〈高安会長〉 それでは、施行時期は、令和8年4月1日を目途としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈高安会長〉 つぎに例年、附帯意見が出ていますが、附帯意見がございましたらお願いいたします。

〈野本委員〉 公衆浴場の経営者は、さらなる経営努力に邁進していただくとともに、行政も利用者そして経営者側の意見をよく聞いた上で支援策を練っていただくようお願いいたします。

〈高安会長〉 野本委員より附帯意見の御提案をいただきましたので、暫時休憩といたしまして、事務局と打合せをさせていただきます。

【休憩】

〈高安会長〉 それでは、審議を再開いたします。附帯意見につきまして、先ほどの野本委員からの御発言を踏まえまして、次のとおり、私から提案させていただきたいと思います。

「公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓など利用の促進を図り、さらなる経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が、保健衛生の確保に欠くことのできない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努める」旨、意見として入れてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈高安会長〉 それでは、改めて答申の内容をまとめさせていただきます。

1 公衆浴場入浴料金の統制額

大人 550円

中人 200円（据え置き）

小人 100円

2 施行年月日

令和8年4月1日を予定

3 附帯意見

公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓など利用の促進を図り、さらなる経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が保健衛生の確保に欠くことのできない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努めること。

よろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 (承 認)

〈高安会長〉 答申書の作成及び知事への提出につきましては、私に一任いただきますようお願いいたします。

皆様には後日、答申書の写しを事務局から送付させていただきます。

〈各 委 員〉 (承 認)

〈高安会長〉 それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。

皆様方には円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

12 閉 会

武井生活衛生課副課長が今後の事務手続きについて説明した後、閉会を宣言した。